

(静岡県) 宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金FAQ

助成制度(制度全般)

No.	項目	質問	回答
1	補助対象事業者	系列施設の場合、本社で一括して申請することができるか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、旅館業法における登録施設単位での作成となる。 各申請書を本社でとりまとめの上、複数件として同時提出することは差し支え無い。
2	補助対象事業者	簡易宿所は対象となるか？	申請対象。
3	補助対象事業者	下宿営業は対象となるか？	申請対象外。
4	補助対象事業者	民泊は対象となるか？	申請対象外。
5	補助対象事業者	補助金の申請者要件である「認証される見込みのある施設の宿泊事業者」とは、どのような状態を指すのか？	<ul style="list-style-type: none"> 明確には定義していない。認証基準に照らし、各施設において判断いただく。 ただし、「認証申請に係る現地検査において、問題無い旨が確認された時点」までは、客観的なチェックが完了していない状態である。このことから、現地検査が一つの目安になると想定している。
6	補助対象事業者	補助金に係る審査及び交付については、認証される見込みの状態でも対応可能か？	<ul style="list-style-type: none"> 補助金に係る審査及び交付は、認証見込みの時点から対応可能。 認証チェックリストの未達成項目について、補助金活用した機器導入等により達成されることも想定している。
7	補助対象期間	補助対象期間の終期は、事業の契約日、履行確認日、支払日のいずれで判断するのか？	令和4年3月10日までに、事業に係る支払いが完了した旨の領収書を備えた実績報告書を要提出。
8	他の補助金の併用	他の補助金や給付金と併用することはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> 他と併用可能な補助金、給付金であれば、本補助金との併用は可能。 ただし、『ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費補助金』との併用は不可。
9	他の補助金の併用	市の補助金で発生する事業者自己負担分(例：補助対象100万、補助額50万→自己負担50万)について、飲食店向け制度と同様、補助対象になるか？	<ul style="list-style-type: none"> 県の制度としては、自己負担分を補助申請可能。 念のため、市の制度にも留意されたい。(県の制度との併用を禁止していないか。)
10	事務処理期間	補助金申請～支払までの期間の目安を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 工期等を除き、事務局及び県で要する処理日数として、概ね2ヶ月半を見込んでいただきたい。 【補足】 認証又は認証が見込まれると判断された時点から、補助金申請書の提出が可能であり、修正の必要の無い申請書を受理した時点から、補助金交付決定まで3～4週間程度。 その後、特段の修正事項の無い実績報告書を受理してから交付確定通知まで3週間程度。請求書を受理してから支払いまでの期間として3週間程度。 トータル10週間=2.5ヶ月程度。これに、事業者ごと工期を加算いただく。
11	事務処理期間	補助金申請の前提条件となる、認証制度認定(見込み)というのは、いつ頃になるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 問題無ければ、申請から概ね1ヶ月程度で認証書を発行する。 より早い時点である「認証見込み」について、明確には定義していない。認証基準に照らし、各施設において判断いただく。 ただし、「認証申請に係る現地検査において、問題無い旨が確認された時点」までは、客観的なチェックが完了していない状態である。このことから、現地検査が一つの目安になると想定している。

12	債権者登録	債権者登録とは？	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の支払いは、口座振替により対応する。 ・様式第1号に記載の補助金受入希望口座について、県のシステム上において、支払い口座として登録するための手続きである。
13	債権者登録	債権者登録にあたり必要な書類は？	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページを参照されたい。提出書類の様式を公開している。 ・なお、個人事業主と法人事業主では提出書類の構成が異なる点、留意されたい。
14	債権者登録	過去に、県の債権者登録手続きを行ったことがある。再度、必要書類を提出しなければならないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・既に債権者登録されており、過去に別途、県からの支払実績が有る場合は、特段の対応は不要。 ・なお、県において、債権者登録情報の確認を行った際に、当該口座の登録が確認できなかった場合には、あらためて、債権者登録用書類の提出を求める。
15	債権者登録	法人の印鑑証明書や登記事項証明書は、原本を提出しなければいけないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・写しの提出では効力を認められないため、原本（紙）を郵送により提出いただきたい。
16	飲食店とのすみ分け	飲食店向けの補助制度とのすみ分けを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設内の飲食施設については、宿泊客以外の利用を想定しているかで区別している。
17	飲食店とのすみ分け	宿泊施設の中にあるレストラン（食事処等）については、飲食店向け制度に補助金申請すれば良いか？	<ul style="list-style-type: none"> ・レストラン利用者の実態に拠る。 ・宿泊者しか利用しない食事処であれば、宿泊施設向け制度として補助金申請。 ・外部から不特定多数が利用する食事処であれば、飲食店向け制度として補助金申請。
18	飲食店とのすみ分け	飲食店向け制度と併用不可となるのは、同施設内で経営している場合のみか？	<ul style="list-style-type: none"> ・別棟はもちろん、例えば、1Fは飲食業許可を得ているレストラン、2Fより上は宿泊業許可施設のような場合、同施設内であっても併用可能。 ・このような場合、宿泊施設向け補助金申請に、1Fレストラン部分を含めることの無いよう、注意されたい。